

# 知的財産を活用した 新事業の創出を応援します

青森県知的財産支援センターは、特許、商標、意匠、著作権などの知的財産に関する総合相談窓口です。知的財産を活用することで、たとえば、特許権を取得して、独占的に新製品を販売したり、特産品を商標や意匠登録をして模倣品を排除しながら、全国的に売り出していくことなどが可能になります。

センターでは、知的財産に関する様々な相談に無料で応じます。また、必要に応じて直接事業者に出向き、アドバイスするなどの訪問指導も行っています。電話やメール相談にも対応しますので、お気軽にご相談ください。



全国へ  
展開



新製品  
独占販売



特許権  
取得

## 専門スタッフが支援します！

〈窓口支援内容〉専用ダイヤル **017-762-7351**  
メールアドレス **konno@aomori-ipc.jp**

- 知的財産の制度説明、各種支援施策の紹介
- IPDL(特許権電子図書館)等を利用した簡易な先行技術調査
- 電子出願手続きの支援
- ライセンス契約、技術移転等の支援 など

## 弁理士の無料相談 (事前予約制)

※弁理士(べんりし)とは、知的財産権の取得支援や権利に関わるトラブル等を解決するための国家資格を有する専門家です。

- 青森県知的財産支援センター内で原則毎週木曜日開催
- 弘前、八戸で毎月1回開催
- 五所川原、十和田、むつ、今別、七戸等で年1~2回開催

## その他のセンター支援事業(平成23年度)

- 知的財産の基礎セミナー、実践セミナー等の開催
- 食品製造業者等への弁理士派遣
- 特許、実用新案、意匠の出願調査に対する補助 など

青森県知的財産支援センター(県庁北棟1階)  
電話 017-734-9417(直通)  
利用時間 8:30~17:15  
休日 土・日曜日、祝祭日、年末年始

※詳しくは [県庁ホームページ](#) 知的財産支援センター 検索

青森県知的財産支援センター ☎017-734-9417

相談内容によって、  
弁理士などの専門家  
によるアドバイスが  
受けられますよ！



弁理士による  
無料相談受付中！



### 〈県産品における登録商標の活用例〉



「一球入魂」®かぼちゃ



「たっこにんにく」®

※県内初の地域団体商標に登録

# 新商品の開発や新事業の創出を応援します 「レッツBuyあおもり新商品事業」

県では、県内の中小企業者等が、新商品の開発や新事業の創出に積極的に取り組めるよう、認定制度を設けています。県の認定を受けた商品は、県で随意契約による購入が可能になるほか、県が積極的にPRし、販路開拓等の支援を行います。

## 応募資格・次のいずれかに該当し、新商品を製造する者

- 県内に本店を有する企業または県内に主たる事務所を有する法人
- 県内に工場または事業場を有する者
- 県内に住所を有する個人

## 新商品とは？

おおよそ5年以内に開発されたもの。  
基本的に工業製品が対象で、食品等は対象外。

## 認定期間／3年間(申請によりさらに2年間の延長が可能)

## 募集・年2回(第1回募集は6月1日〜6月30日)

## 申請手続きの概要

- 1 新商品開発実施計画を作成し、県に提出。
- 2 審査会で新規性、有益性、実現性等に照らして審査。
- 3 県が認定。

## これまでに 認定された 商品例 (県の機関で購入)



新バーチャル  
スライドシステム  
(青森県立中央病院に設置予定)

株式会社クラーク(弘前市)

システム開発に関わる特許  
アメリカ合衆国特許  
Patent No.US7,426,345、B2 等



ホタテ舗装平板  
(黒石養護学校に敷設)

有限会社JSTテクニカル(平内町)

特許第4623550号



※詳しくは [県庁ホームページ](#) レッツBuyあおもり新商品事業 検索

経営支援課 ☎017-734-9374